

事前評価書

年度	2
整理番号	
事業主体	大分県

事業名・路線名等		道路改良事業 主要地方道 別府庄内線 東山区 <small>べっぶ しょうないせん ひがしやま</small>	事業主体	大分県
所在地		別府市東山 <small>ひがしやま</small>		
事業概要	事業の目的	・道路幅員確保による道路機能の向上		
	事業内容	【計画延長・幅員】 計画延長L=160m(1工区L=110m 2工区L=50m)、幅員W=5.5(7.0)m 【道路区分】 第3種第4級 【設計速度】 V=50km/h 【現況幅員・交通量】 W=3.5~4.5m、1333台/日(H27センサス) 【重要構造物】 なし		
	事業費	C=80百万円		
事業の実施計画	完成予定年	着手から3年(令和5年度)		
	事業段階毎の実施計画	1年目 路線測量、道路詳細設計 2年目 用地測量、用地買収 3年目 用地買収、工事		
事業の必要性	必要性・緊急性	・幅員狭小、見通し不良により通行車両の走行性が低く、車両同士のすれ違いが困難。(最小幅員 W=3.5m) ・周辺には志高湖や城島高原などの観光地があり、観光シーズンには多くの観光客が訪れている。 (志高湖年間約19万人、城島高原年間約40万人) ・周辺住民(32世帯、66名)が別府市街地及び大分市街地へ生活道路としての利用している。		
	整備効果	・幅員狭小の解消により、走行性・安全性が向上 ・観光道路として主要観光地へのアクセス強化 ・地域の生活道路としての利便性の向上		
事業手法・工法の妥当性	費用対効果分析	幅員狭小区間の解消(一次改築)であり、防災面・交通安全の観点からも評価(参考B/C≒0.38)		
	工法の妥当性	・道路法、道路構造令、道路橋示方書に適合した工法を採用 ・道路線形、施工性、経済性等の観点から総合的に判断した案を採用。		
	コスト縮減	・アスファルト・コンクリート・砕石は再生資材を利用する。 ・発生土は現場内流用とする。		
	環境等への配慮	・地形変更の少ない計画としており、自然環境へ及ぼす影響は少ない		
事業実施環境	事業の実効性	・別府市より整備に対する要望書が提出されている。 ・用地地権者への事業協力も事前に了承を得ている。(説明文書を送付し後日連絡確認を行なった。) ・自治会長への事業計画について説明し、了承を得ている。		
	事業の成立性	・道路法第15条に基づき事業を実施。		
	事業の特殊性	・特になし。		
対応方針		・以上のとおり事業の必要性が認められることから、本事業を実施したい。		

